

## メール集金に関する規定

### 1. 契約の成立

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

### 2. 取扱範囲

この集金方法は、当金庫の営業時間内に当金庫のご預金の預け入れの場合にのみご利用いただけます。また、集金回数は1ヵ月に4回までとします。

この場合、この規定のほか該当する預金の規定によりお取扱いいたします。

### 3. 入金方法

(1) 当金庫より貸与した鞆に、現金・小切手等に添えて、氏名・金額・現金内訳等をご記入いただいた当座勘定入金票またはその外の入金票および通帳等を入れ、施錠のうえ当金庫の職員にお渡し下さい。

(2) 鞆をお預りいたしますと、集金係がご利用者に備え付けのメール集金用鞆受取書に鞆No.を記入し受取印を押印します。

(3) 鞆は当金庫役席にて開き、ご入金額と入金票記載金額との一致を確かめたうえ、鞆開封の日付をもって入金票記載の預金口座にご入金いたします。

(4) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

### 4. 鍵の保管

鞆の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し鞆の開閉に使します。

### 5. 解約

(1) この契約は、当金庫の都合によりお断りすることがあります。

(2) 解約の場合は、鞆および鍵を手続きと同時に当金庫にお返し下さい。

### 6. 責任の帰属

鞆および鍵の紛失、あるいは施錠不完全等による、当金庫が内容を確認する前に当金庫の責任に属さない理由により生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

### 7. 手数料

(1) メール集金には、店頭備え付け「各種手数料のご案内」記載のメール集金手数料（月額）をいただきます。

(2) 月額手数料は、毎月5日（休日の場合翌営業日）にご指定の預金口座から自動振替させていただきます。

(3) 月額手数料は1口座あたりの料金であり、1先で複数の口座に契約がなされている場合には口座数分の月額手数料をいただきます。

(4) 新規契約時には契約日の属する月を1ヵ月として月額手数料をいただきます。自動振替日以降に契約する場合は現金または払戻請求書等による払戻しによりお支払いいただきます。

(5) 解約時には解約日の属する月までの月額手数料をいただきます。

### 8. 規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

### 9. その他

(1) 空鞆および預金通帳は、集金係が次回訪問時に返却します。

(2) 鞆および鍵を紛失または破損されたときは、直ちに当金庫にお届け下さい。

お届けにより、新しいものをお渡しいたします。

なお、前記紛失の場合は実費をご負担していただきます。

以上  
令和4年4月1日現在